

## 町民の声への回答

この度は貴重なご意見ありがとうございます。健康増進法では、多くの方が利用される施設では建物内禁煙となっており、すべての国民に対し、喫煙禁止場所における喫煙は禁止されているため条例等により改めて喫煙を制限することは予定しておりません。八頭町でも同様に義務付けられており、指定されたところ以外での喫煙は禁止されています。

望まない受動喫煙が生じないよう、周知・徹底を図りますので、ご理解の程よろしく願いいたします。